

《訪問型産後ケア事業 利用案内》

育児に不安のあるお母さんの育児のサポートと、赤ちゃんとの生活を整えていくために、ご自宅に訪問した助産師から、母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

☆利用できる方

古河市に住民票があり、かつ下記のすべてにあてはまる

産後1年未満(※)のお母さんとお子さん

- ① 体調不良や育児不安等がある人
- ② 産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない人
- ③ 医療行為の必要のない人

※協力医療機関・助産院(所)により受け入れ可能な月齢が異なります。



☆協力医療機関・助産院(所)

秋葉産婦人科 船橋レディスクリニック

助産院 みち 出張助産院 ちさと 出張専門助産所 お結び 出張専門助産所 にご

☆ケア内容

助産師の訪問により、母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることができます。

- ・母へのケア(母体の健康状態、乳房トラブルなどの乳房ケア、休息に関すること)
- ・お子さんへのケア(児の健康状態、発育、発達、体重、栄養等のチェック)
- ・育児のサポート(授乳指導、スキンケアや沐浴指導)や育児相談

☆利用料金

1回あたり2時間程度 1,000円(利用者負担)

※多胎児でご利用の場合も自己負担額は同額です。(多胎加算分は市の負担となります)

※生活保護受給者・非課税世帯者の利用者負担金は、免除または減額されます。

免除・減額を受ける際は、市民税の課税証明書等を提出していただく場合があります。

☆利用期間

5日間まで

※多胎の場合は10日間まで利用可能

市の母子保健事業等のご案内をいたします。
その他、退院後の生活にご心配がある場合には、
家庭訪問や電話相談等もご利用できますので、
お気軽にお問合せください。

☆利用方法

- ① 子育て包括支援課に事前にご相談ください。
保健師や助産師がお話をお伺いします。
- ② 「産後ケア事業利用申請書」をご提出ください。(子育て包括支援課へ)
※申請書は、子育て包括支援課にあります。申請時には、母子健康手帳を持参ください。
(代理の方でも申請可。印鑑を持参ください。)
- ③ 審査・承認後、利用決定通知書をお渡します。
- ④ 産後ケアを利用 ※お子さんのみのご利用はできません。
- ⑤ 利用料の支払い
サービス利用後、「利用料金」を医療機関・助産院(所)にお支払ください。



<問い合わせ先> 古河市役所(古河福祉の森会館) 子育て包括支援課

受付時間: 月～金(祝祭日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

住所 〒306-0044 古河市新久田271-1

電話 0280-48-6881 FAX 0280-48-6876